

区民委員会報告資料

令和5年9月26日

報告事項件名	頁
1 町会・自治会に関するアンケートの集計結果について・・・・・・・・・・	2
2 令和4年度外国人実態調査結果（速報）について・・・・・・・・・・	5
3 西新井センター（西新井住区センター、西新井区民事務所の合築施設）の開設 について・・・・・・・・・・	6
4 足立区住区センター条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・	11
5 審議会等における女性委員比率について・・・・・・・・・・	15
6 「配偶者」等の文言を使用している条例・要綱等に関する調査結果及び今後の 方針について・・・・・・・・・・	21
7 足立区文化・読書・スポーツ分野計画の進捗状況について・・・・・・・・	24

（地域のちから推進部）

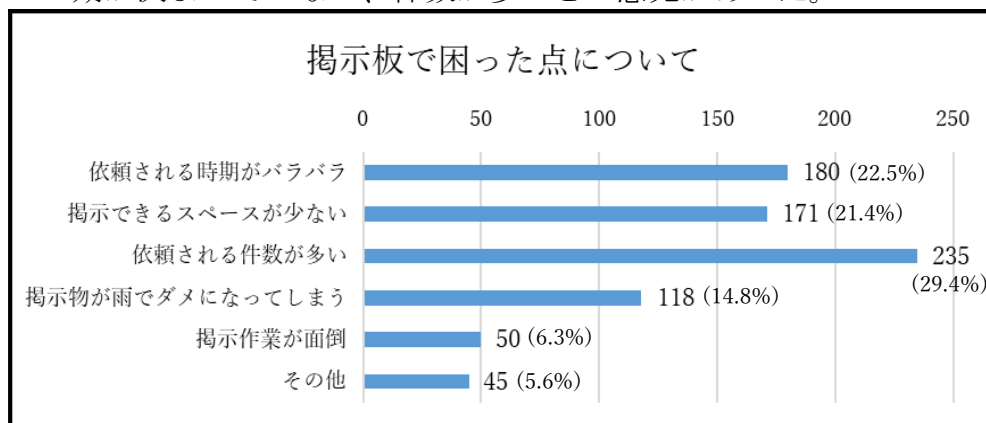
区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年9月26日

件名	町会・自治会に関するアンケートの集計結果について																					
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課																					
内 容	長引く新型コロナウイルスの影響により、町会・自治会の活動も変化が出ていることから、令和4年12月～令和5年3月にかけて町会・自治会に対して行ったアンケートについて、集計結果を報告する（別添資料1のとおり）。 1 調査概要 （1）アンケートを町会・自治会に郵送 （2）回答は地域の区民事務所に提出 （3）回収状況 <table><tr><td>送付数</td><td>431町会・自治会</td></tr><tr><td>回答数</td><td>356町会・自治会</td></tr><tr><td>回答率</td><td>82.6%</td></tr></table> 2 アンケート内容について （1）町会・自治会の基礎的な情報について （2）町会・自治会の活動（イベント活動等）について （3）広報活動（掲示板・回覧板等）について （4）加入率・加入促進について （5）町会・自治会活動の担い手について 等 3 主な調査結果について （1）町会・自治会役員（担い手）の状況について 町会・自治会は多岐にわたり事業を行っているが、人手不足や担い手が課題となっており、不足している、次の役員がいない状況がうかがえる。 町会・自治会役員（担い手）の状況について <table><tr><th>状況</th><th>人数</th><th>割合</th></tr><tr><td>役員は足りており、次のなり手もいる</td><td>29</td><td>8.0%</td></tr><tr><td>役員は足りているが、次のなり手がいない</td><td>135</td><td>37.2%</td></tr><tr><td>役員が不足しており、なり手もない</td><td>169</td><td>46.5%</td></tr><tr><td>その他</td><td>30</td><td>8.3%</td></tr></table>	送付数	431町会・自治会	回答数	356町会・自治会	回答率	82.6%	状況	人数	割合	役員は足りており、次のなり手もいる	29	8.0%	役員は足りているが、次のなり手がいない	135	37.2%	役員が不足しており、なり手もない	169	46.5%	その他	30	8.3%
送付数	431町会・自治会																					
回答数	356町会・自治会																					
回答率	82.6%																					
状況	人数	割合																				
役員は足りており、次のなり手もいる	29	8.0%																				
役員は足りているが、次のなり手がいない	135	37.2%																				
役員が不足しており、なり手もない	169	46.5%																				
その他	30	8.3%																				

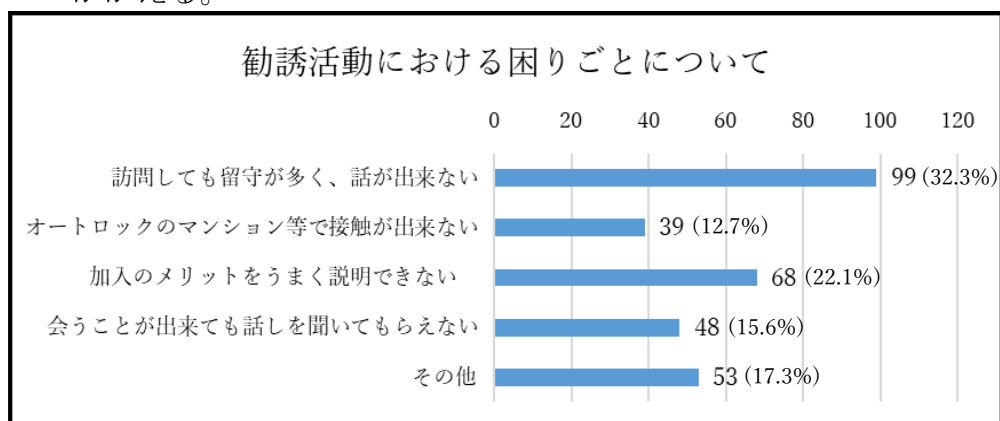
(2) 掲示板で困った点について

広報活動の掲示板は、月に複数回の掲示作業が行われているが、区などからの掲示依頼が半数以上となっている。また、依頼の時期が決まっていない、件数が多いとの意見があった。



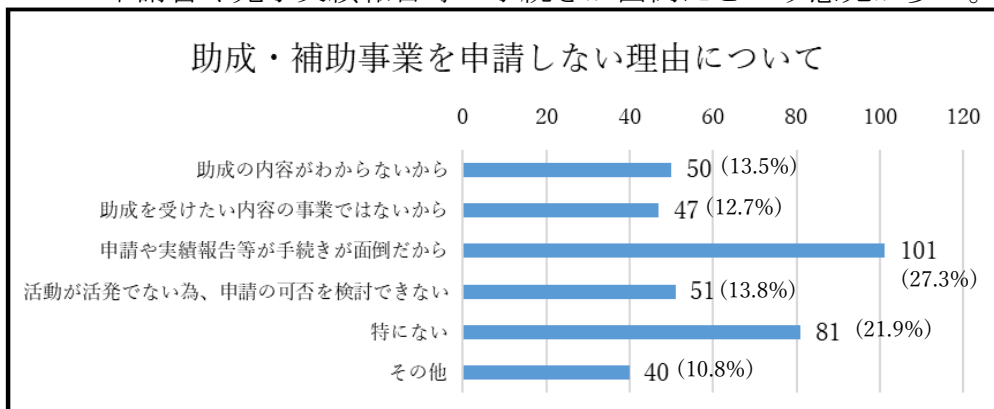
(3) 勧誘活動における困りごとについて

加入促進については、個別に訪問し説明、チラシを投函するなど実施しているが訪問しても留守が多く、話ができない状況がうかがえる。



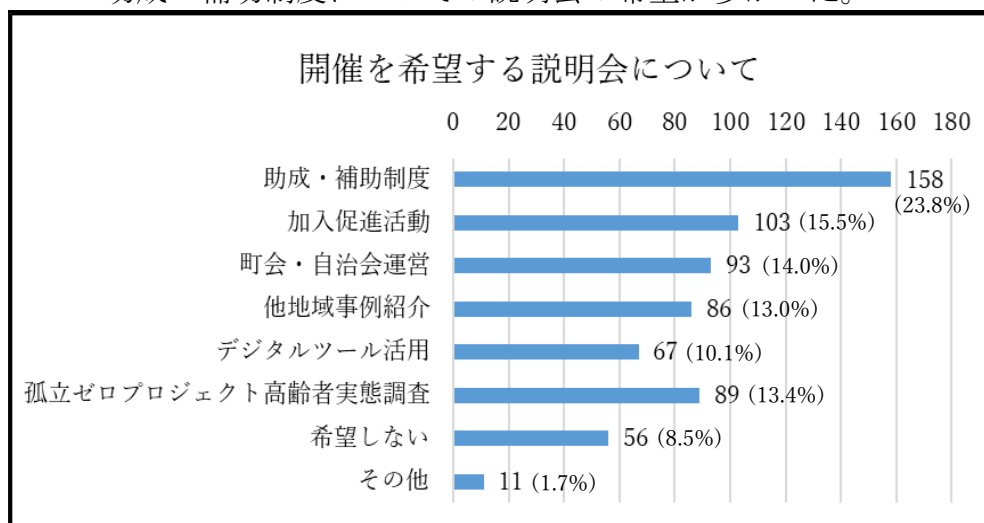
(4) 助成・補助事業を申請しない理由について

申請書や完了実績報告等の手続きが面倒だという意見が多い。



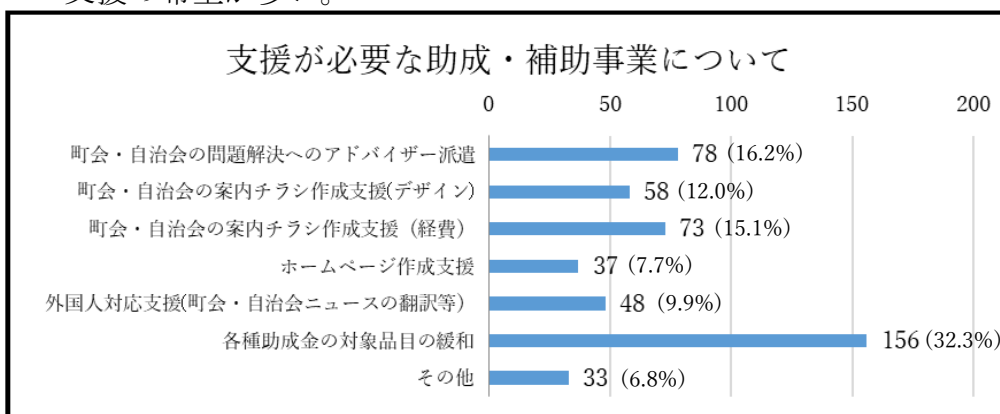
(5) 開催を希望する説明会について

助成・補助制度についての説明会の希望が多かった。



(6) 支援が必要な助成・補助事業について

各種助成金の対象品目の緩和やアドバイザー派遣、チラシ作成支援の希望が多い。



4 課題に対する今後の対応策について

町会・自治会への負担軽減や新たな補助制度を積極的に取り入れる等、継続した支援を行っていく。

- (1) 町会・自治会活動の周知や加入促進につながる支援として、チラシの作成・印刷、ポスティング費用を助成できるよう、本定例会に補正予算案を提出している。
- (2) 掲示板への掲示作業について、負担を軽減できるように区からの送付方法について検討を行う。
- (3) 区民事務所の地域担当係長が町会・自治会に寄り添い、補助金申請のサポートや助言による支援を引き続き行っていく。
- (4) 助成・補助制度に関する説明会を地区町自連の会議等で行い、活用しやすいように見直しも含めて検討を行っていく。

区民委員会報告資料

令和5年9月26日

件名	令和4年度外国人実態調査結果（速報）について																
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課																
内容	令和4年度外国人実態調査を学識経験者協力のもと実施した。調査結果を区側で集約し、速報結果を別添資料2のとおりまとめたので報告する。 1 調査概要 (1) 調査票による調査（令和4年12月～令和5年1月実施） 令和3年度の第1回外国人実態調査において、継続調査へ同意した区内在住外国人およびその世帯に属する子どもを対象に、調査票（日本語および5か国語で作成）を送付後、郵送またはWebで回答を得た。 【回収状況】 <table><tr><th>回答者種別</th><th>送付数 (a)</th><th>回収数 (b)</th><th>回収率(b/a)</th></tr><tr><td>大人</td><td>1,130 件</td><td>359 件</td><td>31.8%</td></tr><tr><td>子ども</td><td>380 件</td><td>91 件</td><td>23.9%</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,510 件</td><td>450 件</td><td>29.8%</td></tr></table> (2) インタビュー調査（令和4年12月実施） ア 令和3年度の第1回外国人実態調査において、回答が少なかった層（低所得世帯や日本語能力が不十分な層）から直接聞き取った。 イ 3名に対し一人当たり45分間の対面聞き取り調査を行った。 2 調査結果から見た主な傾向 (1) 「時間がない」「費用がかかる」という理由で日本語を学ばない外国人が一定数存在している。 (2) 約1割の外国人が、区役所から届く手紙の内容が理解できていない。 (3) 孤独に関する質問について「ときどきあった」を含め、約2割の子どもが孤独を感じている。 (4) 「話す」ことが「ほぼ完全にできる」子どもの割合が「読む・書く」のそれに比べて少なく、話すことに苦手意識を持っている。 3 今後の予定 詳細な分析結果については、今後の継続調査結果等をもとに、学識経験者がまとめていく。区は、この結果に基づき必要な支援を行っていく。	回答者種別	送付数 (a)	回収数 (b)	回収率(b/a)	大人	1,130 件	359 件	31.8%	子ども	380 件	91 件	23.9%	合計	1,510 件	450 件	29.8%
回答者種別	送付数 (a)	回収数 (b)	回収率(b/a)														
大人	1,130 件	359 件	31.8%														
子ども	380 件	91 件	23.9%														
合計	1,510 件	450 件	29.8%														

区民委員会報告資料

令和5年9月26日

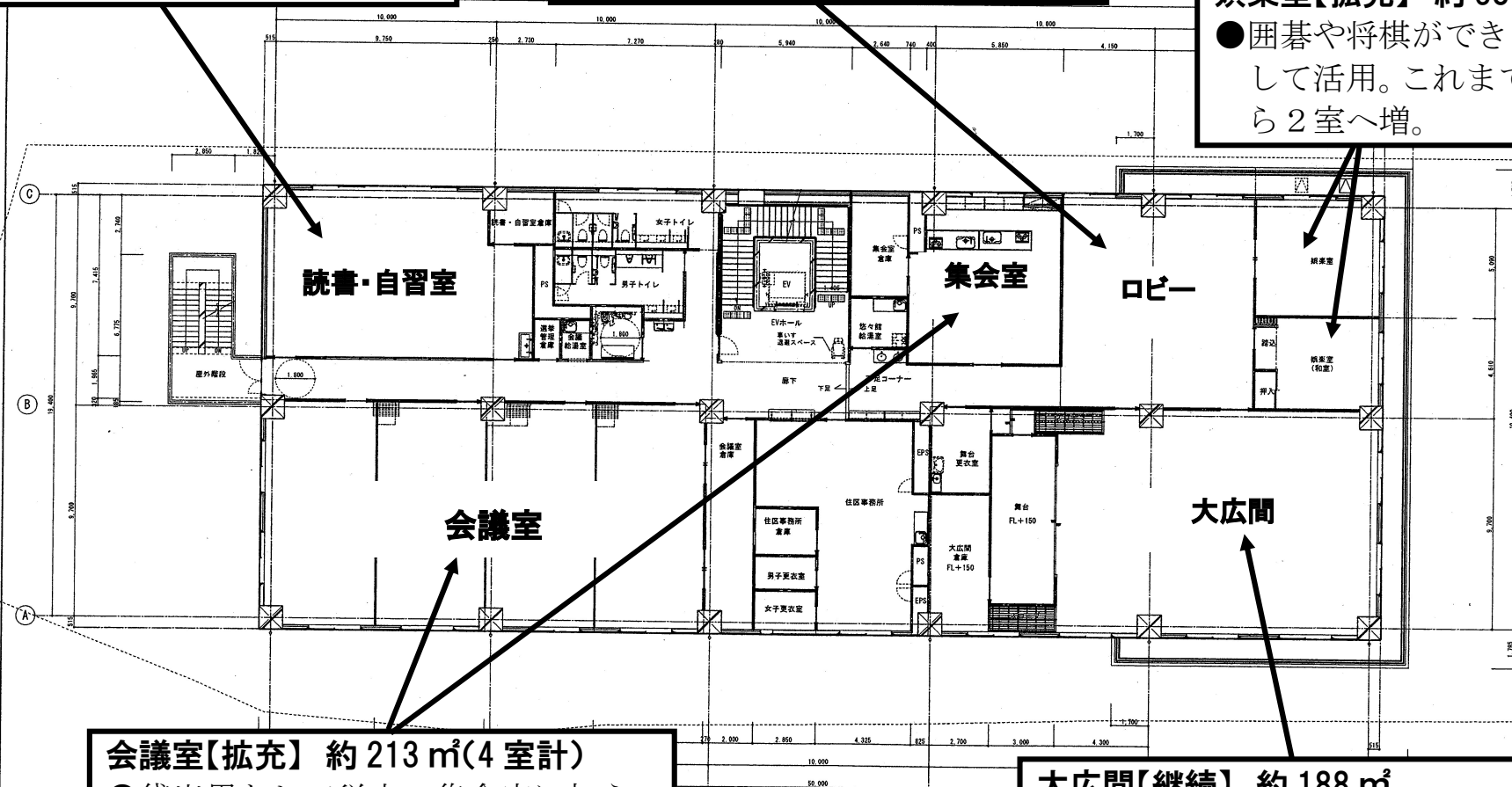
件名	西新井センター（西新井住区センター、西新井区民事務所の合築施設）の開設について																
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課、地域調整課																
内容	「西新井センター（西新井住区センター、西新井区民事務所の合築施設）」の開設について次のとおり報告する。 1 開設日 (1) 住区センター、区民事務所 令和5年11月6日（月） (2) 学童保育室 令和5年10月30日（月） 2 施設概要（※ 詳細図面等は、別紙1、2のとおり） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>主な施設</th><th>延床面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3階</td><td>住区センター（児童館広場、工作室、図書コーナー、学童保育室、子育てサロン、テラス等）</td><td>約1,033 m²</td></tr> <tr> <td>2階</td><td>住区センター（事務室、ロビー、大広間、貸出用会議室、娛樂室、読書・自習室等）</td><td>約1,042 m²</td></tr> <tr> <td>1階</td><td>区民事務所、駐車場兼広場等</td><td>約813 m²</td></tr> <tr> <td></td><td>合 計</td><td>約2,888 m²</td></tr> </tbody> </table> 3 開設記念式典 (1) 開催日 令和5年11月26日（日） 午前10時 (2) 主催 西新井センター開設記念式典実行委員会 （西新井住区センター管理運営委員会役員を中心に組織） 4 周知方法 あだち広報7月25日号（掲載済み）、区ホームページに掲載 5 今後の方針 (1) 開設記念式典については、西新井センター開設記念式典実行委員会と調整しながら準備を進めていく。 (2) 現在の西新井住区センターについては、移転後閉鎖して解体する予定である。			主な施設	延床面積	3階	住区センター（児童館広場、工作室、図書コーナー、学童保育室、子育てサロン、テラス等）	約1,033 m ²	2階	住区センター（事務室、ロビー、大広間、貸出用会議室、娛樂室、読書・自習室等）	約1,042 m ²	1階	区民事務所、駐車場兼広場等	約813 m ²		合 計	約2,888 m ²
	主な施設	延床面積															
3階	住区センター（児童館広場、工作室、図書コーナー、学童保育室、子育てサロン、テラス等）	約1,033 m ²															
2階	住区センター（事務室、ロビー、大広間、貸出用会議室、娛樂室、読書・自習室等）	約1,042 m ²															
1階	区民事務所、駐車場兼広場等	約813 m ²															
	合 計	約2,888 m ²															



読書・自習室【新規】 約 92 ㎡
●住区センター利用者等が誰でも利用できる読書・自習室を設置。

ロビー【継続】 約 87 ㎡
●主に悠々館の一部として活用。
バンパーやマッサージ機を設置。

娯楽室【拡充】 約 58 ㎡(2 室)
●囲碁や将棋ができる部屋として活用。これまでの1室から2室へ増。



会議室【拡充】 約 213 ㎡(4 室計)
●貸出用として従来の集会室に加え、4つの会議室を設置。4室を1室とした場合は、約 120 人の利用が可能。

大広間【継続】 約 188 ㎡
●主に悠々館の一部として活用。
カラオケ教室や健康体操教室等の様々な利用を想定。

2階平面図 1/100 (A1)
※特記無き限り床高き FL±0

テラス【新規】 約 97 m²

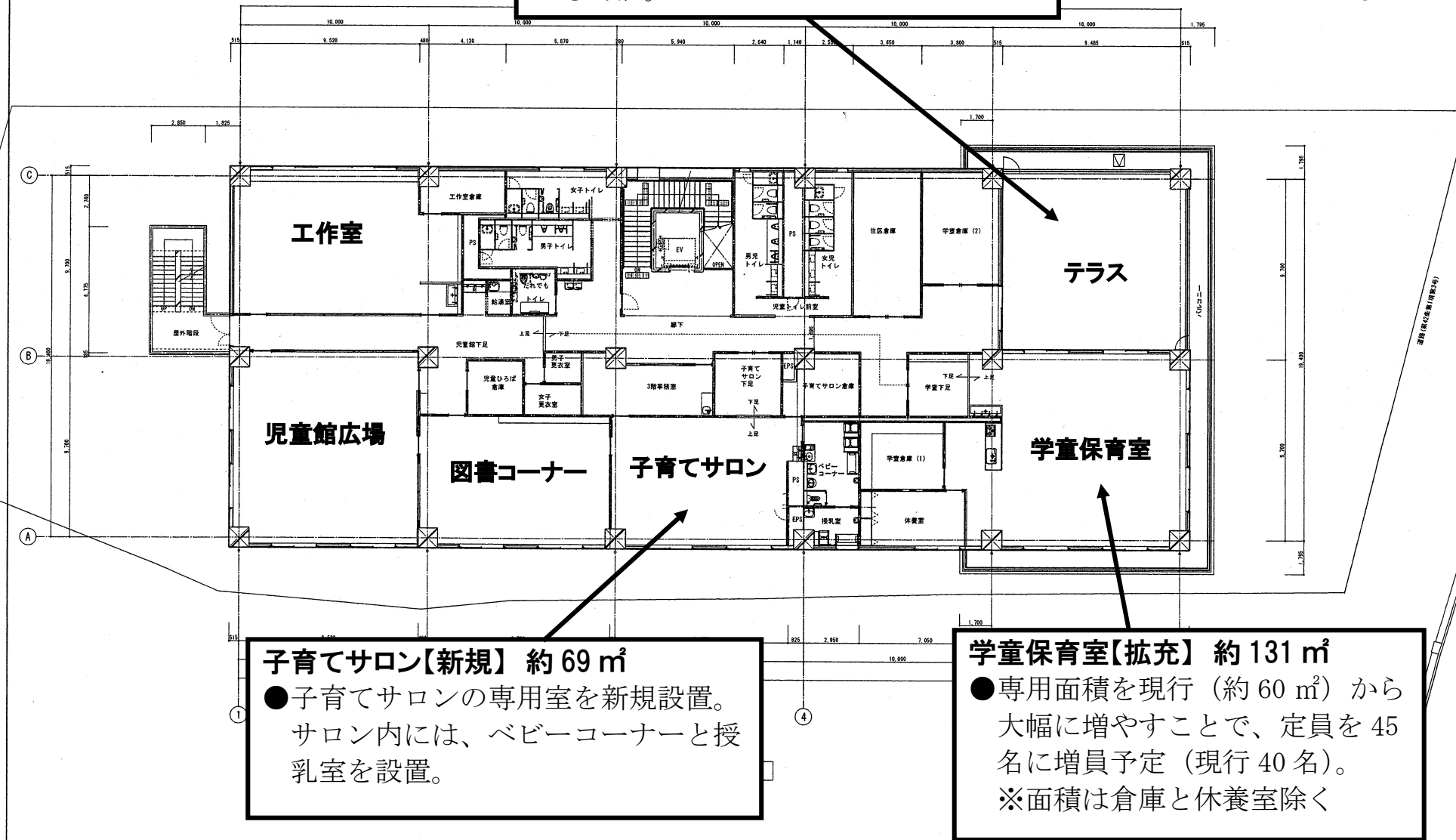
●テラスを新規設置。
児童の遊び場として活用。ボール遊びも可能。

子育てサロン【新規】 約 69 m²

●子育てサロンの専用室を新規設置。
サロン内には、ベビーコーナーと授乳室を設置。

学童保育室【拡充】 約 131 m²

●専用面積を現行（約 60 m²）から大幅に増やすことで、定員を 45 名に増員予定（現行 40 名）。
※面積は倉庫と休養室除く



区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年9月26日

件名	足立区住区センター条例施行規則の一部改正について		
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課		
内 容	西新井住区センターの移転に伴い、新たに施設内の会議室等の使用料を設定する必要があるため、次のとおり足立区住区センター条例施行規則の一部を改正する。		
	1 改正内容（詳細は、別紙3・新旧対照表のとおり） 施設使用料を定める足立区住区センター条例施行規則別表第2の改正を行う。		
	2 施行年月日 令和5年10月30日（月）		
	3 開設日 令和5年11月 6日（月）		
	4 参考 使用料の算定基準を定めた足立区住区センター条例別表第2は変更なし。 足立区住区センター条例 別表第2		
	施設	使用区分	
		1 時間ごと	1 日10時間を超える場合
	床面積 85 平方メートル未満の施設	500 円	5,000 円
	床面積 85 平方メートル以上の施設	700 円	7,000 円

改正前			改正後		
○足立区住区センター条例施行規則			○足立区住区センター条例施行規則		
平成 2 年 3 月 31 日 規則第 18 号			平成 2 年 3 月 31 日 規則第 18 号		
別表第 2（第 8 条関係）			別表第 2（第 8 条関係）		
名称	施設名	施設使用料 (1 時間ごと)	名称	施設名	施設使用料 (1 時間ごと)
梅島住区センター	第 1 集会室	500円	梅島住区センター	第 1 集会室	500円
	第 2 集会室	700円		第 2 集会室	700円
	第 3 集会室	500円		第 3 集会室	500円
	大広間＋娯楽室	700円		大広間＋娯楽室	700円
	児童館広場	500円		児童館広場	500円
(省略)			(省略)		
竹の塚六月住区センター	集会室	500円	竹の塚六月住区センター	集会室	500円
	大広間	500円		大広間	500円
	娯楽室	500円		娯楽室	500円
	バンパーコーナー	500円		バンパーコーナー	500円
	児童館広場	700円		児童館広場	700円
西新井住区センター	集会室	500円	西新井住区センター	<u>会議室 1</u>	<u>500円</u>
	大広間	500円		<u>会議室 2</u>	<u>500円</u>
	娯楽室	500円		<u>会議室 3</u>	<u>500円</u>
	大広間＋娯楽室	700円		<u>会議室 4</u>	<u>500円</u>
				<u>会議室 1＋会議室 2</u>	<u>700円</u>
				<u>会議室 2＋会議室 3</u>	<u>700円</u>
				<u>会議室 3＋会議室 4</u>	<u>700円</u>
				<u>会議室 1＋会議室 2＋会議室 3</u>	<u>700円</u>

改正前				改正後			
						会議室 2 + 会議室 3 + 会議室 4	700円
						会議室 1 + 会議室 2 + 会議室 3 + 会議室 4	700円
		バンパーコーナー	500円			集会室	500円
		児童館広場	700円			大広間	700円
	加賀住区センター	集会室	500円			娯楽室	500円
		大広間	500円			娯楽室（和室）	500円
		娯楽室	500円			ロビー	700円
		バンパーコーナー	500円			児童館広場	700円
	(省略)				加賀住区センター	集会室	500円
			大広間			500円	
			娯楽室			500円	
			バンパーコーナー			500円	
		児童館広場	700円				
(省略)			(省略)				
				備考 使用時間が 1 日10時間を超える場合の施設使用料については、 1 時間あたり500円の施設にあつては5000円、 1 時間あたり700円の施設にあつては、7000円とする。			
				付 則 （令和 5 年11月〇日規則第〇〇号） (施行期日) 1 この規則は、令和 5 年 1 0 月 3 0 日（以下「施行日」という。）から施行する。 (準備行為) 2 前項の規定にかかわらず、この規則による改正後の別表第 2 に掲げる西新井住区センターの施設の使用に係る使用申請その他の行為については、			

改正前	改正後
	<u>施行日前にこれを行うことができる。</u>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和 5 年 9 月 2 6 日

件名	審議会等における女性委員比率について																																														
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課																																														
内容	足立区男女共同参画社会推進条例（第 12 条）に基づき、附属機関である審議会等（地方自治法第 202 条 3 に基づき条例で設置）の女性委員比率向上の取り組み結果について次のとおり報告する。 1 附属機関である審議会等の女性委員比率について （1）審議会等の女性委員数と割合（休会中の審議会等除く） 令和 5 年：女性委員比率 <u>34.4%</u>（前年度比-0.2 ポイント） ※各年 4 月 1 日時点 <table><tr><th>年度</th><th>女性委員 (人)</th><th>女性委員割合 (%)</th></tr><tr><td>H24</td><td>194</td><td>23.2</td></tr><tr><td>H25</td><td>201</td><td>22.9</td></tr><tr><td>H26</td><td>207</td><td>24.4</td></tr><tr><td>H27</td><td>211</td><td>24.1</td></tr><tr><td>H28</td><td>236</td><td>25.7</td></tr><tr><td>H29</td><td>245</td><td>28</td></tr><tr><td>H30</td><td>321</td><td>29.6</td></tr><tr><td>R1</td><td>321</td><td>32.5</td></tr><tr><td>R2</td><td>359</td><td>35.1</td></tr><tr><td>R3</td><td>323</td><td>35.1</td></tr><tr><td>R4</td><td>307</td><td>34.6</td></tr><tr><td>R5</td><td>313</td><td>34.4</td></tr></table> 女性委員 (人) 女性委員割合 (%)	年度	女性委員 (人)	女性委員割合 (%)	H24	194	23.2	H25	201	22.9	H26	207	24.4	H27	211	24.1	H28	236	25.7	H29	245	28	H30	321	29.6	R1	321	32.5	R2	359	35.1	R3	323	35.1	R4	307	34.6	R5	313	34.4							
	年度	女性委員 (人)	女性委員割合 (%)																																												
	H24	194	23.2																																												
	H25	201	22.9																																												
H26	207	24.4																																													
H27	211	24.1																																													
H28	236	25.7																																													
H29	245	28																																													
H30	321	29.6																																													
R1	321	32.5																																													
R2	359	35.1																																													
R3	323	35.1																																													
R4	307	34.6																																													
R5	313	34.4																																													
	【女性委員比率が下がった主な審議会等】 令和 5 年度女性委員比率の低い順 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">名称</th><th colspan="2">(参考) 令和 4 年度</th><th colspan="2">令和 5 年度</th><th rowspan="2">前年度比 ポイント</th></tr><tr><th>女性委員/ 現委員数</th><th>女性委員 比率</th><th>女性委員/ 現委員数</th><th>女性委員 比率</th></tr><tr><td>1</td><td>大学病院施設等整備 費補助金交付審査会</td><td>2/6 人</td><td>33.3%</td><td>1/6 人</td><td>16.7%</td><td>-16.6</td></tr><tr><td>2</td><td>地域包括ケアシステ ム推進会議</td><td>7/33 人</td><td>21.2%</td><td>6/33 人</td><td>18.2%</td><td>-3.0</td></tr><tr><td>3</td><td>生活保護適正実施協 議会</td><td>4/13 人</td><td>30.8%</td><td>3/13 人</td><td>23.1%</td><td>-7.7</td></tr><tr><td>4</td><td>経済活性化会議</td><td>3/12 人</td><td>25.0%</td><td>3/13 人</td><td>23.1%</td><td>-1.9</td></tr><tr><td>5</td><td>青少年問題協議会</td><td>13/46 人</td><td>28.3%</td><td>12/46 人</td><td>26.1%</td><td>-2.2</td></tr></table>		名称	(参考) 令和 4 年度		令和 5 年度		前年度比 ポイント	女性委員/ 現委員数	女性委員 比率	女性委員/ 現委員数	女性委員 比率	1	大学病院施設等整備 費補助金交付審査会	2/6 人	33.3%	1/6 人	16.7%	-16.6	2	地域包括ケアシステ ム推進会議	7/33 人	21.2%	6/33 人	18.2%	-3.0	3	生活保護適正実施協 議会	4/13 人	30.8%	3/13 人	23.1%	-7.7	4	経済活性化会議	3/12 人	25.0%	3/13 人	23.1%	-1.9	5	青少年問題協議会	13/46 人	28.3%	12/46 人	26.1%	-2.2
	名称			(参考) 令和 4 年度		令和 5 年度			前年度比 ポイント																																						
		女性委員/ 現委員数	女性委員 比率	女性委員/ 現委員数	女性委員 比率																																										
1	大学病院施設等整備 費補助金交付審査会	2/6 人	33.3%	1/6 人	16.7%	-16.6																																									
2	地域包括ケアシステ ム推進会議	7/33 人	21.2%	6/33 人	18.2%	-3.0																																									
3	生活保護適正実施協 議会	4/13 人	30.8%	3/13 人	23.1%	-7.7																																									
4	経済活性化会議	3/12 人	25.0%	3/13 人	23.1%	-1.9																																									
5	青少年問題協議会	13/46 人	28.3%	12/46 人	26.1%	-2.2																																									
	※ 委員数は現委員の人数 条例で規定された委員数とは異なる場合あり																																														

【女性委員比率が下がった主な理由】

ア 会議の性質上、各機関の代表者の選任となっているため、比率が下がった（大学病院施設等整備費補助金交付審査会）。

イ その他の審議会では、委員定数が少ない（５人などの）審議会の場合、女性委員１名の減であっても大幅なポイントの減となってしまう。

- (２) 出身母体に女性が少ない（15%未満）審議会等を除く参考値
全５７審議会から以下３審議会を除くと **39.0%**（前年度比+0.3ポイント）

	女性委員比率 15%以下の審議会等	令和５年度	主な出身母体
1	防災会議	10.6%	警察・消防等各行政機関、 地域団体の長
2	国民保護協議会	10.6%	
3	公害健康被害 認定審査会	0.0%	呼吸器系内科医師、足立区医師会等

- (３) 男女の委員比率が適正值（40～60%）の附属機関である審議会等（別紙４参照）

全体の **42.1%**（24／57 審議会 前年度比-0.5ポイント）

- (４) 女性委員が30%未満の審議会等（別紙４参照）

全体の **28.1%**（16／57 審議会 前年度比+7.7ポイント）

- (５) 委員の託児状況について

託児の必要があり実施している審議会は５７審議会中３審議会。それ以外の審議会は委員の年齢構成等により託児の需要が無いため実施していないが、女性や子育て中の区民が審議会等へ参画する機会を保障するため、必要に応じて託児の導入を促進していく。

２ 目標値（現在の達成率※）※ 足立区基本計画における目標値

(１) 令和２年度中間目標値 35% （目標達成率 **98.3%**）

(２) 令和６年度目標値 40% （目標達成率 **86.0%**）

３ 各所管における女性委員比率向上への取組み

- (１) 前任委員から推薦が可能な場合は、女性委員の推薦を依頼する。
(２) 選出母体の団体に対して、できるだけ女性を推薦いただくよう代表者に依頼する。

【女性委員比率に改善があった審議会等】 令和5年度女性委員比率の高い順

	名称	女性委員/ 現委員数※	令和4年度 参考 女性委員比率	令和5年度 女性委員比率	前年度比 (ポイント)
1	足立区いじめ等問題 対策委員会	3/5 人	40.0%	60.0%	+20.0
2	環境基金審査会	5/9 人	22.2%	55.6%	+33.4
3	介護認定審査会	75/172 人	40.5%	43.6%	+3.1
4	財産価格審議会	6/15 人	33.3%	40.0%	+6.7
5	地域保健福祉推進 協議会	19/50 人	34.0%	38.0%	+4.0

※ 委員数は現委員の人数 条例で規定された委員数とは異なる場合あり

4 今後の方針・取組み

- (1) 審議会の女性委員比率向上の取り組みは、政策・方針決定過程への女性の参画拡大につながることから、今後も多様な意見が区政に反映されるよう体制を整えていく。
- (2) 審議会の母体の状況や審議内容等を踏まえつつ、委員の改選時や委員推薦の際に、審議会の母体となる団体等に対し、所管課を通じて女性委員選出を依頼する。
- (3) 審議会の男女委員の比率が適正值（40～60％）になるよう、女性委員比率が今回下がった審議会や女性委員比率の低い審議会の所管課を中心にヒアリングを行い、女性委員の選出依頼を行っていく。
- (4) 審議内容等を踏まえ「令和6年度までに改善が見込まれる」または「改善を求める必要のある」審議会に対し、所管課と連携し、出身母体への働きかけを強化していく。

I 区議会

No.	名 称	規定された 委員数	R4年4月1日現在			R5年4月1日現在			昨年度比	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
1	足立区議会	45	45	11	24.4	45	11	24.4	→	0.0
						R5年5月改選後				
						45	14	31.1	↑	6.7

参考

II 行政委員会(地方自治法第180条の5に基づく委員会等)

No.	名 称	規定された 委員数	R4年4月1日現在			R5年4月1日現在			昨年度比	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
1	監査委員	4	4	0	0.0	4	0	0.0	→	0.0
2	選挙管理委員会	4	4	0	0.0	4	0	0.0	→	0.0
3	農業委員会	11	11	0	0.0	11	0	0.0	→	0.0
4	教育委員会	4	4	2	50.0	4	2	50.0	→	0.0
	合計	23	23	2	8.7	23	2	8.7	→	0.0

III 附属機関である審議会等(地方自治法第202条3に基づき条例で設置)

(調査時点で停止中のもの、委員が選任されていないものを除く)

No.	名 称	規定された 委員数	R4年4月1日現在			R5年4月1日現在			昨年度比	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
1	文化芸術劇場指定管理者評価委員会	10人以内	5	5	100.0	5	5	100.0	→	0.0
2	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会	10	9	8	88.9	9	8	88.9	→	0.0
3	精神障がい者施設指定管理者選定等審査会	6	6	4	66.7	6	5	83.3	↑	16.7
4	男女共同参画推進委員会	18人以内	13	10	76.9	13	10	76.9	→	0.0
5	社会教育委員会議	10	3	2	66.7	3	2	66.7	→	0.0
6	あだち子どもの未来応援基金審査会	8人以内	5	3	60.0	5	3	60.0	→	0.0
7	竹ノ塚駅公共駐車場指定管理者選定等審査会	6	5	3	60.0	5	3	60.0	→	0.0
8	足立区いじめ等問題対策委員会	5	5	2	40.0	5	3	60.0	↑	20.0
9	協働・協創パートナー基金審査会	7	7	5	71.4	7	4	57.1	↓	-14.3
10	環境基金審査会	9	9	2	22.2	9	5	55.6	↑	33.3
11	公契約等審議会	5	4	2	50.0	4	2	50.0	→	0.0
12	福祉サービス苦情等解決委員会	7人以内	6	3	50.0	6	3	50.0	→	0.0
13	地域密着型サービス等事業者選定審査会	7	6	3	50.0	6	3	50.0	→	0.0
14	建築紛争調停委員会	6人以内	4	2	50.0	4	2	50.0	→	0.0
15	足立区子ども施設指定管理者評価委員会	6	6	3	50.0	6	3	50.0	→	0.0
16	足立区文化・読書・スポーツ推進委員会	16	16	7	43.8	16	7	43.8	→	0.0
17	景観審議会	17人以内	16	7	43.8	16	7	43.8	→	0.0
18	介護認定審査会	250	173	70	40.5	172	75	43.6	↑	3.1
19	足立区会計管理業務委託プロポーザル選定委員会	7	-	-	-	7	3	42.9	R4なし	
20	生活環境保全審議会	13	12	5	41.7	12	5	41.7	→	0.0
21	区民評価委員会	17	16	7	43.8	17	7	41.2	↓	-2.6
22	情報公開・個人情報保護等審査会	5	5	2	40.0	5	2	40.0	→	0.0
23	ふるさと納税業務委託プロポーザル選定委員会	5	-	-	-	5	2	40.0	R4なし	
24	財産価格審議会	15	15	5	33.3	15	6	40.0	↑	6.7
25	債権等処理判定委員会	5	5	2	40.0	5	2	40.0	→	0.0
26	生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	5	5	2	40.0	5	2	40.0	→	0.0
27	建築審査会	5	5	2	40.0	5	2	40.0	→	0.0
28	老朽家屋等審議会	15人以内	10	4	40.0	10	4	40.0	→	0.0
29	育英資金審議会	10	10	4	40.0	10	4	40.0	→	0.0

No. 6～29 委員の男女比が適正值内(40～60%)の審議会

No.	名 称	規定された 委員数	R4年4月1日現在			R5年4月1日現在			昨年度比	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
30	障害者自立支援給付審査会	30	34	14	41.2	34	13	38.2	↓	-2.9
31	地域保健福祉推進協議会	50人以内	47	16	34.0	50	19	38.0	↑	4.0
32	情報公開・個人情報保護等審議会	16	16	5	31.3	16	6	37.5	↑	6.3
33	いじめ等調査委員会	5	3	1	33.3	3	1	33.3	→	0.0
34	労働報酬審議会	6	6	2	33.3	6	2	33.3	→	0.0
35	ギャラクシティ運営評価委員会	10人以内	6	2	33.3	6	2	33.3	→	0.0
36	感染症の診査に関する協議会	6	6	2	33.3	6	2	33.3	→	0.0
37	環境審議会	15	15	5	33.3	15	5	33.3	→	0.0
38	ユニバーサルデザイン推進会議	15	15	5	33.3	15	5	33.3	→	0.0
39	足立区議会情報公開審査会	6	6	2	33.3	6	2	33.3	→	0.0
40	足立区議会個人情報保護審査会	6	-	-	-	6	2	33.3	R4なし	
41	民生委員推薦会	15	14	6	42.9	13	4	30.8	↓	-12.1
42	国民健康保険運営協議会	21	21	8	38.1	21	6	28.6	↓	-9.5
43	福祉施設指定管理者等評価委員会	7人以内	7	3	42.9	7	2	28.6	↓	-14.3
44	都市計画審議会	23	20	7	35.0	21	6	28.6	↓	-6.4
45	青少年問題協議会	65	46	13	28.3	46	12	26.1	↓	-2.2
46	成年後見制度審査会	10人以内	4	1	25.0	4	1	25.0	→	0.0
47	大気汚染障害者認定審査会	10人以内	5	1	20.0	4	1	25.0	↑	5.0
48	経済活性化会議	30人以内	12	3	25.0	13	3	23.1	↓	-1.9
49	生活保護適正実施協議会	14	13	4	30.8	13	3	23.1	↓	-7.7
50	文化財保護審議会	12	-	-	-	9	2	22.2	R4なし	
51	あだち都市農業振興プラン推進協議会	15	15	3	20.0	15	3	20.0	→	0.0
52	公害健康被害補償診療報酬審査会	7人以内	5	1	20.0	5	1	20.0	→	0.0
53	地域包括ケアシステム推進会議	50	33	7	21.2	33	6	18.2	↓	-3.0
54	大学病院施設等整備費補助金交付審査会	6	6	2	33.3	6	1	16.7	↓	-16.7
55	防災会議	70	66	9	13.6	66	7	10.6	↓	-3.0
56	国民保護協議会	70	66	9	13.6	66	7	10.6	↓	-3.0
57	公害健康被害認定審査会	15人以内	12	1	8.3	11	0	0.0	↓	-8.3
	合計 57審議会		880	306	34.8	909	313	34.4	↓	-0.3

IV 附属機関以外の審議会等

(調査時点で停止中のもの、委員が選任されていないものを除く)

No.	名 称	規定された 委員数	R4年4月1日現在			R5年4月1日現在			昨年度比	
			現員数	女性委員数	%	現員数	女性委員数	%		
1	足立区立郷土博物館協議会	8人以内	6	4	66.7	6	4	66.7	→	0.0
2	緑の協力員	25	20	13	65.0	24	13	54.2	↓	-10.8
3	足立区医療的ケア児ネットワーク協議会	27	28	13	46.4	27	14	51.9	↑	5.4
4	足立区地域自立支援協議会	79	77	39	50.6	79	40	50.6	→	0.0
5	青少年委員会	103	103	45	43.7	101	45	44.6	↑	0.9
6	老人ホーム入所判定委員会	7	6	2	33.3	7	3	42.9	↑	9.5
7	健康あだち21専門部会	17	16	6	37.5	17	7	41.2	↑	3.7
8	スポーツ推進委員会議	83	82	33	40.2	82	33	40.2	→	0.0
9	足立区緑の基本計画推進会議	-	11	4	36.4	11	4	36.4	→	0.0
10	保健医療協議会	16	16	5	31.3	14	5	35.7	↑	4.5
11	地域保健福祉推進協議会 介護保険・障がい福祉専門部会	24	24	7	29.2	24	8	33.3	↑	4.2
12	食の安全懇談会	15	9	4	44.4	9	3	33.3	↓	-11.1
13	地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会	12	12	5	41.7	12	4	33.3	↓	-8.3
14	特別養護老人ホーム入所検討委員会	34	32	11	34.4	34	11	32.4	↓	-2.0
15	明るい選挙推進協議会	125	122	37	30.3	122	37	30.3	→	0.0
16	生活安全推進協議会	42	42	10	23.8	41	12	29.3	↑	5.5
17	まちづくり推進委員会	71	61	14	23.0	63	17	27.0	↑	4.0
18	歯科保健協議会	16	15	5	33.3	15	4	26.7	↓	-6.7
19	交通計画推進会議	38	38	6	15.8	38	6	15.8	→	0.0
20	居住支援協議会	24人以内	13	2	15.4	13	2	15.4	→	0.0
21	足立区バリアフリー協議会	50人以内	36	6	16.7	36	5	13.9	↓	-2.8
22	地域公共交通検討会	-	46	7	15.2	46	6	13.0	↓	-2.2
23	足立区多文化共生推進会議	8	6	2	33.3	8	1	12.5	↓	-20.8
24	東京女子医科大学東医療センター整備及び運営 等協議会	16	16	3	18.8	16	2	12.5	↓	-6.3
25	消防団運営委員会	19	19	2	10.5	19	2	10.5	→	0.0
26	交通安全協議会	51	51	1	2.0	51	1	2.0	→	0.0
	合計 26審議会		907	286	31.5	915	289	31.6	↑	0.1

No. 2～8 委員の男女比が適正値内（40～60％）の審議会

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年9月26日

件 名	「配偶者」等の文言を使用している条例・要綱等に関する調査結果及び今後の方針について																
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課																
内 容	条例や要綱等に「配偶者」などの記載がある規程のうち、パートナーシップ宣誓者（以下「宣誓者」）の適用がされるかを調査し、法令上、適用可能な規程が59件あることについて6月の区民委員会で中間報告した。 その後、59件のうち現在未適用となっている規程について、今後の方針を確認したため、次のとおり報告する。 1 法令上、適用可能な規程59件の状況 (1) 既に適用済み 47件 (2) 未適用 12件 2 未適用12件の方針 (1) 令和5年度中に改正予定の規程 5件【別紙5】 <table border="1"> <tr><td>規則</td><td>3件</td></tr> <tr><td>要領</td><td>2件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5件</td></tr> </table> (2) 国や東京都の基準に合わせて実施しているため、今のところ改正する予定がない規程 6件【別紙5】 <table border="1"> <tr><td>条例</td><td>2件</td></tr> <tr><td>要綱、要領</td><td>4件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6件</td></tr> </table> (3) 助成の対象外となることから、対応を慎重に検討する（今のところ改正しない）規程 1件【別紙5】 <table border="1"> <tr><td>要綱</td><td>1件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1件</td></tr> </table> 3 今後の方針 (1) 適宜、全庁に性的マイノリティの方が事業から排除されないよう啓発し、新たに適用可能となった事業はホームページの一覧に追加していく。 (2) 国、東京都及び他自治体の動向に注視して性的マイノリティの方に不平等とならないよう対応していく。	規則	3件	要領	2件	合計	5件	条例	2件	要綱、要領	4件	合計	6件	要綱	1件	合計	1件
規則	3件																
要領	2件																
合計	5件																
条例	2件																
要綱、要領	4件																
合計	6件																
要綱	1件																
合計	1件																

(1) 令和5年度中に改正予定の規程
5件

	規程名	内容	確認結果	担当課
1	診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領	診療報酬明細書等の開示請求	令和5年度中に改正予定	国民健康保険課
2	足立区障がい者福祉手当条例施行規則	障がい者福祉手当受給者死亡時の未支払手当の支給	令和5年度中に改正予定	障がい福祉課
3	足立区難病患者福祉手当条例施行規則	難病患者福祉手当受給者死亡時の未支払手当の支給	令和5年度中に改正予定	障がい福祉課
4	公害診療報酬明細書等の開示取扱要領	公害診療報酬明細書の開示請求	令和5年度中に改正予定	衛生管理課
5	足立区まちづくり工房館条例施行規則	まちづくり工房館施設使用権の承継	令和5年度中に改正予定	建築防災課

(2) 国や東京都の基準に合わせて実施しているため、今のところ改正する予定がない規程
6件

	規程名	内容	確認結果	担当課
1	足立区障がい者福祉手当条例	障がい者福祉手当の所得基準額	東京都の基準により所得税法の規定に基づいて所得基準額を決定しているため、東京都や所得税法の動向に合わせて対応していく。	障がい福祉課
2	足立区難病患者福祉手当条例	難病患者福祉手当の所得基準額	東京都の基準により所得税法の規定に基づいて所得基準額を決定しているため、東京都や所得税法の動向に合わせて対応していく。	障がい福祉課
3	足立区重度身体障がい者（児）住宅設備改善費給付事業実施要綱	重度身体障がい者（児）住宅設備改善費の給付の利用者負担	国・都の補助金事業であり、国・都の基準に合わせて事業実施をしているため、国及び都の方針に合わせて対応していく。	障がい福祉課

	規程名	内容	確認結果	担当課
4	足立区重度身体障がい者（児）等住宅設備改善費給付事業実施要領	重度身体障がい者（児）住宅設備改善費の給付の利用者負担	国・都の補助金事業であり、国・都の基準に合わせて事業実施をしているため、国及び都の方針に合わせて対応していく。	障がい福祉課
5	足立区中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成要綱	中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費の助成の利用者負担	都の補助金事業であり、都の基準に合わせて事業実施をしているため、都の方針に合わせて対応していく。	障がい福祉課
6	足立区日常生活用具給付等事業実施要綱	在宅の障がい者（児）等の日常生活用具を給付の利用者負担	国・都の補助金事業であり、国・都の基準に合わせて事業実施をしているため、国及び都の方針に合わせて対応していく。	障がい福祉課

（３）助成の対象外となることから、対応を慎重に検討する（今のところ改正しない）規程
１件

	規程名	内容	確認結果	担当課
1	足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付要綱	成年後見制度の利用に係る開始の審判請求に要する費用の助成	① 今まで助成対象となっていたが、適用することで助成対象外となるため慎重に判断する。 ② 他自治体でも対象外とする動きはない。	高齢福祉課

区民委員会報告資料

令和5年9月26日

件名	足立区文化・読書・スポーツ分野計画の進捗状況について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課、生涯学習支援課、3分野連携担当課、スポーツ振興課、中央図書館
内容	第7回足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下、「推進委員会」）を8月25日に開催したので、その概要を報告する。 1 主な内容 「文化・読書・スポーツ分野計画 令和5年度評価（令和4年度実施事業分）」の報告について ※ 詳細は別添資料3のとおり (1) 文化芸術分野への評価（要旨） ア 文化資源の次世代への継承 (ア) 区文化財の保存と利活用に関して、計画的に保護する仕組み作りに期待したい。 (イ) 特に、伝統行事の映像化や古民家のリノベーションなどの好事例を、メディアなどを積極的に使って区外へも紹介してほしい。 (ウ) 子ども達が取り組みやすい、外国人が参加しやすい「文化の継承」についても考える必要がある。 イ 連携や交流の創出によるプラットフォームの形成 (ア) プラットフォームの形成は手段であって目的ではない。原点に戻って、何を指すべきかの検討が必要である。 (イ) 例えば「連携」と「交流」の成果を分けて考えることで、よりプラットフォームの役割が明確になるのではないか。 ウ 情報の集約及び効果的情報発信の強化 (ア) 情報の収集については、用語の内容が発信者と受信者でギャップの無いように共有されているか、確認が必要である。 区民の文化芸術のイメージは「琳派の花園」のような企画であると誤認しているのではないか。 (イ) 足立区は、地域学習センターの催し物のような、日常的な文化芸術の提供も数多く行っており、区民にこれらも重要な文化芸術であるというアピールが必要である。 (2) 読書分野への評価（要旨） ア 子どもとその保護者が身近な場所で本に親しめる機会の提供 (ア) 子どもたちの読書活動には、大人に対しても働きかけること、子どもの視点に立った活動が重要である。

イ 多様な連携による読書活動の推進

(ア) 図書館を利用しない人や読書に関心がない人には、人々の興味を刺激するきっかけとなる活動を展開し、読書の面白さや有効性を積極的に周知・広報していくことが求められる。

ウ アフターコロナやデジタル化の進展などの変化に対応した読書支援活動

(ア) 若年層を中心とする電子書籍の利用者の増加や、図書とウェブ環境との使い分け、生成系AIの出現など多様な変化を見据え、より速度をあげる形でデジタル化への対応が望まれる。

エ 読書支援活動の指標

(ア) 貸出冊数の多寡だけではなく「来館者へのサービス提供」や「非来館者に対しての活動」「読書が人々にもたらす影響」を把握することも必要である。

(3) 運動・スポーツ分野への評価（要旨）

ア 誰もが運動・スポーツを身近な存在であると実感できる取り組み

(ア) 運動・スポーツを身近な存在と実感できるよう、日常生活で積極的に体を動かす事も運動と伝えてほしい。

(イ) 区内の身近なヒーローを紹介し、スポーツへの関心を高めてほしい。

イ 身近な場所で運動・スポーツを楽しめる取り組み

(ア) 区施設利用にこだわらず、銭湯といった地域資源を活用したランニングステーションなどの事業展開や、民間施設の休館日利用などを検討してほしい。

ウ 「スポーツを通じた共生社会の実現」のための取り組み

(ア) 障がい者と健常者が共に汗を流せる機会を継続してつくってほしい。

エ 3分野連携の実現に向けて

(ア) スポーツや運動をしながら書籍が読めたり、映画や音楽を見たり聞いたりできるサービスなど、既にある機会をとらえ発展させてほしい。

(イ) スポーツ施設やスポーツ事業の中で関連する大学教員の書籍や、講座の紹介を提案したい。

2 今後の方針

推進委員会からの評価に対する反映結果を、令和5年度3月末を目途にまとめていく。